

## 市民センターの多目的利用について（報告）

### 1 概要

「多様な主体による全世代参加型の地域コミュニティの構築」を目指して、若者やNPO、子育て・現役世代の利用を促進するため、市民センターの使用承認に係る条件を見直し、令和7年4月より市民センターの多目的利用化を進めるもの。

### 2 多目的利用の主な内容

- 市民センターの使用承認に係る条件の見直し（以下、多目的利用という）  
※悪質な商法の禁止や月謝・販売上限額（5千円）の設定など、過度な営利利用は排除した上で、営利のための使用を承認
- 地域活動の予約時期を2か月前（現行は1か月前）に前倒す
- 多目的利用は、1か月前（多目的ホールは2週間前）予約とする
- 多目的利用は、事前に利用者登録が必要（区コミュニティ支援課で受付・審査）

### 3 関係者への説明

#### （1）各区まちづくり協議会及び各区自治会への説明

○令和6年12月からこれまでに延べ332名に実施

##### 【主な意見】

- ・多目的利用により、利用の幅が広がるのは良い
- ・若い人にもっと使用してほしいので、この取り組みは賛成
- ・悪質な商法の不安があるため、市でしっかりと対策してほしい

#### （2）市民センター館長及び市民センター職員への説明

○令和7年1月に、延べ326名に対してマニュアルや事務手順等の説明会を2回実施

○令和7年2月から、区ごとに館長、職員向けの説明会を開催し、延べ210名が参加

##### 【主な意見】

- ・マニュアルが整理されて分かりやすい
- ・市民センターで行う確認事項が少なく安心した
- ・生涯学習の個人利用は今までどおり使用できるようにしてほしい

#### 4 市民センター事務処理マニュアルの整備

市民センター条例の一部改正に合わせて、関係部分を追加・修正

※マニュアル（抜粋）は別紙のとおり

##### 【検討の流れ】

- ・昨年12月に各区の市民センター館長、区職員の選抜メンバーと勉強会を開催し、意見を集約の上、マニュアルを作成
- ・本年1月に各区職員向けのマニュアルの説明会を開催、出た意見についてはマニュアルを一部修正し反映
- ・本年1月に全市民センターの館長、職員向けのマニュアルの説明会を2回開催、出た意見についてマニュアルを一部修正し反映
- ・まちづくり協議会、自治会から頂いた意見も踏まえて、2月改定版としてマニュアルを完成、合わせて、管理要綱を一部改正

#### 5 市民センター管理要綱の一部改正

市民センター条例の一部改正に伴い、関係規定の一部を改正

##### 【改正内容】

- ・多目的利用をしようとする者は事前に申請し、登録を受ける必要があること
- ・多目的利用の申請があった場合は、その内容を審査し、登録の可否を決定すること
- ・多目的利用申請書、登録証の様式等について、条文を追加・修正するもの。

#### 6 市民向け広報

- 「市政だより（3／1号）」、「市ホームページ」の掲載
- 市民センター、主要な公共施設において、市民向けの「チラシ」の配布、「ポスター」の掲示 など

#### 7 今後のスケジュール

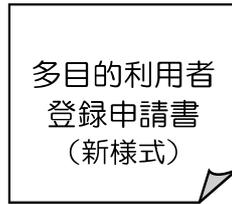
- 令和7年4月 1日 「多目的利用者登録申請書」の受付開始  
※登録申請書の受付は毎月1日から15日
- 令和7年5月20日 「多目的利用者登録証」（有効期限：交付日より1年間）の交付開始、「多目的利用者使用申請書」の受付開始  
※登録証の交付は申請月の翌月の20日以降

多目的利用（「多目的利用者登録」を新たに導入）

- ☆多目的利用者の登録は一つの区で承認されれば、他の区でも有効です。
- ☆悪質な使用などのトラブルが発生した時は、各市民センター館長、各区役所コミュニティ支援課、地域振興課が連携し、北九州市として対応します。

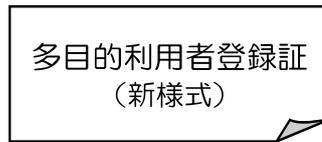
**Step 0**  
(利用者登録)

- ① 利用者は「多目的利用者登録申請書」様式編3を主に使用する市民センターがある区役所コミュニティ支援課へ提出  
 ✓ 区役所コミュニティ支援課で申請内容を確認



- 難しい案件は地域振興課で判断
- 審査期間は約1か月
- 暴排照会は地域振興課で集約

- ② 区役所コミュニティ支援課は利用者へ多目的利用者登録証様式編4を交付



- ③ 区役所コミュニティ支援課は多目的利用者登録証様式編4を利用予定の市民センターへ通知



※登録申請内容等は区役所コミュニティ支援課・地域振興課の共有サーバ（フォルダ）で管理

**Step 1**  
(申請時)

- ☆手順は「地域活動」と基本的には同じです。  
変更点は下記のとおり
- 新様式：市民センター多目的使用申請書様式編2の使用
- 申請書の内容が「多目的利用者登録証」様式編4に記載されている「活動内容」と同じであるか確認

**Step 2**  
(使用当日)

- ☆手順は「地域活動」と同じです。  
変更点は下記のとおり
- 利用者は使用時に「誓約書」様式編6を提出

## 多目的利用後も使用できない活動内容 (市民センターの設置目的に反するとき)

### ■過度な営利使用

#### 1. 基本的考え方

悪質な商法、参加者1人当たりの月謝や販売時の支払い合計金額が5,000円(資料代その他実費相当額を含む)を超える金銭を徴収するものは使用できない。また、市民センター館長及び職員が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合、これを拒むものも使用できない。

#### 2. 過度な営利使用に該当するもの

下記の内容にあたる行為を行わないことを確認し、チェックしてください。

1つでもチェックがない場合は、市民センターを使用することができません。

- 商品の購買を増やすと利益が入る仕組みのネズミ講式の取引(マルチ商法等)
- 異常に高揚した心理状態で契約を締結させるもの(催眠商法等)
- 講習会(学習会)の形態を取りながら、物品のかわりに会員資格等を売る行為
- 無料サービスで人を集め、商品やサービスを売る行為  
(物販を伴う場合は事前に参加者に周知すること)
- 求人をかたって人を集め、商品を売る行為(就職商法等)
- 貴金属の買取
- 霊感的・疑似医学的な説明で消費者の不安感を煽り、商品を売る行為  
(靈感商法等)
- リスクを伴う金融商品の取引、投資等の勧誘行為
- 市民の個人情報収集のための活動
- 市民センター主催事業と判断しかねない誇大広告をして使用する場合
- その他市民にとって不利益となりうるもの
- 参加者1人当たりの月謝や販売時の支払い合計金額が5,000円(資料代その他実費相当額を含む)を超える金銭(入場料や参加料等)を徴収するもの
- 保険契約、携帯電話(通信料を含む)等の商品を販売する行為
- 市民センター館長及び職員が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合、これを拒むもの